

第一回國會 衆議院 司法委員會會議錄第二十三号

(三三四)

昭和二十二年八月十八日(月曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

副委員長 石川金次郎君

井伊 誠一君

山中日露史君

八並 達雄君

岡井藤志郎君

花村 四郎君

大島 多藏君

出席國務大臣

司法大臣 鈴木 義男君

出席府政委員

司法事務官 奥野 健一君

委員外の出席者

衆議院議員 加藤シヅエ君

本日會議に付した事件

民法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一四號)

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する法律案(内閣提出)(第二〇號)

家事審判法案(内閣提出)(第三號)

民法の一部を改正する法律案の公聽會の公述人の選定に關する件

○松永委員長 會議を開きます。

民法の一部を改正する法律案に關する質疑を進めます。委員外の方から發言の申出があります。これを許します。加藤シヅエ君。

○加藤シヅエ君 今日委員外の質問を許していただきました。もとよりこの法案も大切ではございますけれども

も、民法は國民全般の生活のあり方を規定するものでございますから、これは單に一部の法律の専門家の方が御審議をなさるだけでは十分ではなくて、私どももたいに、法律といふことに關してはまづたくの素人である者の意見も、十分に民法には反映されなくてはならないと存じます。殊に生活のあり方を規定するといふことになりまして、この民法の改正いかんによつて、將來の日本の婦人の解放といふことに對して、非常に重大な影響がございまして、特に民法の改正にあたりましては、婦人の意見が十二分にここに尊重され、反映されて審議されなくてはならないといふことを、私は信じているのでございます。

先ごろの議會におきまして、新憲法に基きまして、新憲法の個人の尊嚴あるいは男女平等の規定に矛盾いたしました條項を、民法から至急取除けなければならぬといふ必要から、民法の應急措置法案が出ました。そしてそれが一應ただいま設定されておられ、さらにこまかく民法を改正するにつきましての民法改正要綱といふようなものも世上に發表されておりました。それで私も、これを通して新しく改正される民法法案の内容といふものについて考へておつたのでございますが、改正要綱を拜見いたしましたときには、非常に進歩的な民法法案が出るというところが期待されて、多くの婦人たちは非常に喜んでおつたのでございまして、けれども民法の一部を改正する法律案の最後の取極めが非常に遅れておりました。これが手にはいりましてから、一般の世間の婦人たちが、これを取上げてその内容を十分に検討し、あ

るいはお互いの間で審議したり、公聽會を開いたりするやうな期間が與へられておらず、ただちに國會の方で委員會が開かれるといふやうになりましたために、あるいは世間一般の人たちの意見を反映する期間が十分でなかつたといふことが考えられるのではないかと存じます。もとより松永委員長は近く公聽會を開きになりまして、十二分に國民の意見をここに反映させるいろ／＼の手續をおとりになるということを理解いたしておりますけれども、それでもこの廣汎な、しかも複雑をきわめておる民法の審議としては、二回や三回の公聽會だけでは決して十分といふことが考えられないのでございします。それでこの民法の改正は、法律の原案が先ほど申し上げましたやうに改正要綱の程度でございしたならば、私もまだ納得ができたかもしれないのでございますが、いろ／＼この法案を開いて見ましたときに、私どもが非常に驚きましたことは、この改正されるべき民法といふのは、新憲法の精神によりまして、個人の尊嚴あるいは男女の平等という觀點からは兩立することのできない日本の在來の古い家族制度、これを一掃するために民法が改正されなければならない、私どもは理解しておるにもかかわらず、この改正の法案の中には、数々の家族

制度的な存在をそのまま存置せよといふ條文がたくさんございします。で、私はこういう條文をここに殘しておいて、一方に新憲法の精神に則つてあくまでも在來の家の觀念を排すると、あるいは個人の尊嚴、自由を認めるとかいうことが、こういう民法の下に兩立し得るかどうかといふことについて、私は司法大臣の御意見を伺いたして存じます。そこで私はこの條文を逐條的に取上げて、家族制度的なものがここに温存されていると見られるところを、特に取上げて司法大臣の御見解を承つてみたいと思ひます。最初に七百二十五條に、「左に掲げる者は、これを親族とする。一 六親等内の血族 二 配偶者 三 三親等内の姻族」こういうことになつております。この親族に對する取りきめ方は、舊民法と同じ範圍に認めております。私の考えますところによりまして、こんなに廣い範圍に親族をきめるということは、何の必要があるのか、どういふ理由があるのかといふことを承りたいのでございます。新しい民法が國民の生活のあり方を規定し、それはあくまでも個人の尊嚴あるいは自由を認めるといふことでございしますならば、親族關係といふものは、お互いが自由に德義上自分の身近な者、血族の者に對しては、お互いが自然からあふれてくる愛情でもつて助け合ふといふことは、これは法律がきめませんでも、お互いが十分に行ふことなのでございします。にもかかわらず、ここにこう

いうふうに廣汎な範圍の親族といふものを規定するといふことは、あるいは家族の共同生活といふものからこういうものを考えたといふやうなことを、一部の方は言われるかもしれませんが、けれども家族の共同生活といふやうなものを、こういうやうに親族の範圍まできめて、これを法文化してきめるといふことは、その家族が封建的な家族制度によつて一つの共同な經濟的な利害關係から結ばれているときに初めて必要であつて、そういうやうなその根柢が全く失われてしまつた今日、しかも家族がこういうやうな法律によつて結ばれるといふことは、かえつてそこに非常に家庭生活に煩瑣なものをもち來らし、特に家庭内に多くの時間を費すところの婦人にとりましては、こういうやうな廣範圍な親族が決定されるというところは、決して婦人の個人の自由といふものを認めるという精神にはそぐわないものであるといふことを私は考へております。従つて私はこういうやうな廣範圍に親族を決定するといふことは、まづたく新憲法の精神に矛盾しており、これはもつと、簡單なものに縮めなくてはならない。たとえば直系血族と兄弟姉妹そのくらいの範圍にきめれば十分であつて、こんな廣い範圍にきめるというところは、まづたく不必要である。新憲法の精神にもそぐわないといふことを考えますので、これに對して司法大臣がどういふやうな御見解をおもちになるか、聴かしていただきたい。

○鈴木國務大臣 だいたい非常に重大な御質問がありまして、その一部は提案の際お答えをいたしておいたつもりであります。問題が大切でありますから、重ねて申し上げることにいたしたいと思ひます。おそろく諸種の法律改正のうちで、民法の改正が最も重要な意味をもつておると申しても過言ではないと思ひます。従ひまして、民法改正の事は非常に重大な關心をもちまして、できるだけ廣くあらゆる方面の輿論をとり、殊に人口の半分を占めております婦人の意向、輿論、希望、要求等を取入れまして、改正することが正しい態度であることは、加藤議員の仰せられる通りであります。政府といたしまして、十分にそういう氣持を持つておるのであります。御承知の通り、その事は根本的にやりますには、あらゆる方面の御協力を得、かつ相當の時間を拜借して、慎重に審議しなければならぬのであります。まして、わずか二、三箇月の間にやつてしまふ仕事というにはあまりにも大きいのであります。そこでこれは社會黨の一員としては、かねてから根本的な民法の改正意見というものをわれわれはもつておるのであります。今、決してそれを捨てないものであります。ただ現在の政府といたしましては、御承知のように昨年一年間だけ、今年の十二月三十一日まで暫定的に通用する民法の暫定的改正措置というものを議會の協賛を経ましていたしておるのであります。そこでどうしてもこの暫定法が十二月三十一日に效力を失いますので、これに代るべき法律を出しておかなければならぬ。それを出しておいて、そして民法全體の根本

的な改正はひとつ一、二年の時間をかけて十分にやろうとやないか、こういうことに相なつたのが、今回提案いたしました民法の草案でありまして、ごらんのごとく第一條から第四編の前までは、ほんの数箇條削る加えるというやうな、今までの修正と同じ體裁でやつてまいつたわけでありまして、そこでこの第四編親族相續につきましても、同じ體裁で削る加えるでやつていくはずであつたのであります。そういう案ができたのであります。しかるに、どうも加える引くという改正を出して、國民諸君は最も生活に直接してゐる大切な親族相續の關係において、婦人子供までも讀まなければならぬものが、第何條の次に括弧して何を入れた、何を引く、削除するといふやうなきめ方をしたものを出すだけでは、あまりにも不親切ではないか。そこでそのごく應急的な改正點だけでありまして、せめてそれを文章に直して口語體に改めて、そして全體を讀めば一應今度の暫定措置法がどういふやうなものになつておるかといふことが、どなたにでもわかるようにして出すことが、せめてもの親切ではないか。こういうところから、ごらんのようなものができ上つたのであります。

う形をとつたことは、率直に政府として認めざるを得ないのであります。その點は幾多の根本的修正をこれから加えなければならぬと存じておるのであります。まして、實はせめてこの議會でなく、臨時議會がありするならば、臨時議會に出すように、いさしく手を加えたいという希望をもちましたが、萬一臨時議會がない場合は施行すべき民法がなき状態に陥るおそれがある。ともかく不完全ではあるが、暫定的措置でいこう。それでこの議會にぜひひとつ御審議を願つて、一應暫定措置を完了しておいて、そして根本的な改正に移ることにしよう、こういう趣旨でありますから、どうかこれが決して私どもがまことによい法律である、こう主張をいたして出しておるのではないのであります。さういふお含みを願ひたいと思ひます。それで新憲法施行に伴つてこれだけは少くとも文字の上だけでも改めておかなければ、憲法の精神に合わないといふ最小限度を改めたにすぎないのであります。こう御承知願ひたいのであります。

○加藤シヅエ君 だいたいの司法大臣の御答辭を承りまして、非常に不備であるとおもひ思つておられますところのたゞいま審議中の民法改正案の法案は、暫定的なものであつて、將來はもつと一完備したものを用意しなければならぬといふことを承りましたので、やや安心いたしましたのでございますが、それでも一應どの程度にまで民法が民主化されるかといふことは、次にはんと十分に時間をとつて審議するべき新しい民法が生れるときの大きな要素になりますので、たとえこれが一時のものであつても、できる範圍に

おいて民主化するといふことはなさなくてはならないと存じます。そこでその前にたいへん民主的でないと思われまう點を逐次あげて伺つてまいりたいと存じます。

七百三十條に「直系血族及び同居の親族は、互に扶け合ふなければならぬ」といふことが書いてございまして、それから扶養の義務のところにも、やはりこれと同じやうなことが出ております。八百七十七條に「直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある」。片方は扶け合ふなければならぬ。片方は扶養する義務があるので、多少違つてはおりますけれども、こういうやうな扶け合ふなければならぬといふやうなことは、法律で定めるべきことではなくて、倫理、道徳に關係したことであります。私どもは見えております。こういうやうな條文を法律の條文として残すといふところに、すなわち今までの封建的な家族制度といふものが一つの經濟に基礎をおいたところの制度であつたと同時に、そこに倫理觀といふものを樹立して、その家族制度に基く倫理觀で家族の生活を支配しようといふ意圖があつた。それが今日またここに移されていくといふやうに見られますので、今後はいさうやうな「同居の親族は、互に扶け合ふなければならぬ」といふやうな法文は、民主的な民法においてはまったく必要で、抹殺して差支えない法文であると考えるのでございますが、どういふ御見解を司法大臣はおもちでございませうか。

○鈴木國務大臣 家族制度の存廢と絡みまして、この扶養義務の問題は非常に重大な問題であります。大體にお

いて民主化するといふことはなさなくてはならないと存じます。そこでその前にたいへん民主的でないと思われまう點を逐次あげて伺つてまいりたいと存じます。

七百三十條に「直系血族及び同居の親族は、互に扶け合ふなければならぬ」といふことが書いてございまして、それから扶養の義務のところにも、やはりこれと同じやうなことが出ております。八百七十七條に「直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある」。片方は扶け合ふなければならぬ。片方は扶養する義務があるので、多少違つてはおりますけれども、こういうやうな扶け合ふなければならぬといふやうなことは、法律で定めるべきことではなくて、倫理、道徳に關係したことであります。私どもは見えております。こういうやうな條文を法律の條文として残すといふところに、すなわち今までの封建的な家族制度といふものが一つの經濟に基礎をおいたところの制度であつたと同時に、そこに倫理觀といふものを樹立して、その家族制度に基く倫理觀で家族の生活を支配しようといふ意圖があつた。それが今日またここに移されていくといふやうに見られますので、今後はいさうやうな「同居の親族は、互に扶け合ふなければならぬ」といふやうな法文は、民主的な民法においてはまったく必要で、抹殺して差支えない法文であると考えるのでございますが、どういふ御見解を司法大臣はおもちでございませうか。

て加藤議員のお考えと同じやうな考えをもつておるのであります。が、もちろん臨時法制調査會においても、このことが問題になりまして、いかにすべきかといふことが起りましたときに、扶養の範圍等をきめることは次の立法に譲りまして、いきなりこれを廢止してしまふといふのも行き過ぎだから、少くとも道徳的な要求として存置しようではないか、こういうことになりました。それで、法制調査會では、直系血族及び同居の親族は互に協力扶助すべきものとすといふ決議になつておりました。それは道徳的な要求であつて、法律上の義務ではない、こういうやうに但書がついておるのであります。そういう意味において、これなども根本的には十分審議し直して改正しなければならぬ點であります。が、一應道徳的な要求として掲げておくならば、さしたる弊害もなからう。臨時措置の間七百三十條並びに八百七十七條の形において存置する。さらに根本的な修正は次の機會に譲る、こういうことにいたしました次第でございます。

○加藤シヅエ君 今の司法大臣の御見解は、道徳的な要求をここにしておいても差支えないだらうと申されましたが、私は道徳的な要求を法文化することには大いに差支えありと認めていたものでございます。それはなぜかと申しますと、私も日本人は長い間何でもお上の言ひことが一番偉いのだ、法律に書いてあることがすなわち道徳であるといふやうな物の考え方をして生活をしてきたのでございまして、そういう物の考え方での生活をしようといふことは、決して個人の自由、あるいは個人の尊嚴といふものを認めるという精神とは

て加藤議員のお考えと同じやうな考えをもつておるのであります。が、もちろん臨時法制調査會においても、このことが問題になりまして、いかにすべきかといふことが起りましたときに、扶養の範圍等をきめることは次の立法に譲りまして、いきなりこれを廢止してしまふといふのも行き過ぎだから、少くとも道徳的な要求として存置しようではないか、こういうことになりました。それで、法制調査會では、直系血族及び同居の親族は互に協力扶助すべきものとすといふ決議になつておりました。それは道徳的な要求であつて、法律上の義務ではない、こういうやうに但書がついておるのであります。そういう意味において、これなども根本的には十分審議し直して改正しなければならぬ點であります。が、一應道徳的な要求として掲げておくならば、さしたる弊害もなからう。臨時措置の間七百三十條並びに八百七十七條の形において存置する。さらに根本的な修正は次の機會に譲る、こういうことにいたしました次第でございます。

○鈴木國務大臣 家族制度の存廢と絡みまして、この扶養義務の問題は非常に重大な問題であります。大體にお

いて民主化するといふことはなさなくてはならないと存じます。そこでその前にたいへん民主的でないと思われまう點を逐次あげて伺つてまいりたいと存じます。

て加藤議員のお考えと同じやうな考えをもつておるのであります。が、もちろん臨時法制調査會においても、このことが問題になりまして、いかにすべきかといふことが起りましたときに、扶養の範圍等をきめることは次の立法に譲りまして、いきなりこれを廢止してしまふといふのも行き過ぎだから、少くとも道徳的な要求として存置しようではないか、こういうことになりました。それで、法制調査會では、直系血族及び同居の親族は互に協力扶助すべきものとすといふ決議になつておりました。それは道徳的な要求であつて、法律上の義務ではない、こういうやうに但書がついておるのであります。そういう意味において、これなども根本的には十分審議し直して改正しなければならぬ點であります。が、一應道徳的な要求として掲げておくならば、さしたる弊害もなからう。臨時措置の間七百三十條並びに八百七十七條の形において存置する。さらに根本的な修正は次の機會に譲る、こういうことにいたしました次第でございます。

○加藤シヅエ君 今の司法大臣の御見解は、道徳的な要求をここにしておいても差支えないだらうと申されましたが、私は道徳的な要求を法文化することには大いに差支えありと認めていたものでございます。それはなぜかと申しますと、私も日本人は長い間何でもお上の言ひことが一番偉いのだ、法律に書いてあることがすなわち道徳であるといふやうな物の考え方をして生活をしてきたのでございまして、そういう物の考え方での生活をしようといふことは、決して個人の自由、あるいは個人の尊嚴といふものを認めるという精神とは

て加藤議員のお考えと同じやうな考えをもつておるのであります。が、もちろん臨時法制調査會においても、このことが問題になりまして、いかにすべきかといふことが起りましたときに、扶養の範圍等をきめることは次の立法に譲りまして、いきなりこれを廢止してしまふといふのも行き過ぎだから、少くとも道徳的な要求として存置しようではないか、こういうことになりました。それで、法制調査會では、直系血族及び同居の親族は互に協力扶助すべきものとすといふ決議になつておりました。それは道徳的な要求であつて、法律上の義務ではない、こういうやうに但書がついておるのであります。そういう意味において、これなども根本的には十分審議し直して改正しなければならぬ點であります。が、一應道徳的な要求として掲げておくならば、さしたる弊害もなからう。臨時措置の間七百三十條並びに八百七十七條の形において存置する。さらに根本的な修正は次の機會に譲る、こういうことにいたしました次第でございます。

○鈴木國務大臣 家族制度の存廢と絡みまして、この扶養義務の問題は非常に重大な問題であります。大體にお

いて民主化するといふことはなさなくてはならないと存じます。そこでその前にたいへん民主的でないと思われまう點を逐次あげて伺つてまいりたいと存じます。

て加藤議員のお考えと同じやうな考えをもつておるのであります。が、もちろん臨時法制調査會においても、このことが問題になりまして、いかにすべきかといふことが起りましたときに、扶養の範圍等をきめることは次の立法に譲りまして、いきなりこれを廢止してしまふといふのも行き過ぎだから、少くとも道徳的な要求として存置しようではないか、こういうことになりました。それで、法制調査會では、直系血族及び同居の親族は互に協力扶助すべきものとすといふ決議になつておりました。それは道徳的な要求であつて、法律上の義務ではない、こういうやうに但書がついておるのであります。そういう意味において、これなども根本的には十分審議し直して改正しなければならぬ點であります。が、一應道徳的な要求として掲げておくならば、さしたる弊害もなからう。臨時措置の間七百三十條並びに八百七十七條の形において存置する。さらに根本的な修正は次の機會に譲る、こういうことにいたしました次第でございます。

一致しないものと存じます。従つて法律の中に道徳的な意義をもつものがいつまでも残つてゐることは、たとえこれがかりのものであつても、こういうものは一日も早く取除けることが非常に必要であると思はれております。次にこの法案の中には、私が先ほどからたび／＼繰返してゐるのでござい

すが、まづたゞ家族制的なものを存置しようとする條文がたくさんございまして、その中の殊に顯著なものは氏と姓との関係を今度お用ひになつたこととございまして、七百五十條の夫婦は、婚姻の際に定めるところに従ひ、夫または妻の氏を稱する。この氏という言葉は、私が説明するまでもなく、家族制的な意味を多分に含んでゐる。この言葉でございまして、今度は家といふものを中心にするという考え方、あるいは生活の規定というものがなくなることになります。特に氏といふ言葉を使うのはなほ適當でない。姓といふものが單なる一つの符號に過ぎないといふことが考えられます。氏といふ言葉に非常な終端でまゐります。これは、家族制度がなお残存していることになつて、非常に混亂を來します。氏といふ言葉を廢して、單なる姓といふ言葉にかえるのが適當ではないかと考へるのでござい

ます。この點は、いかでございませうか。司法大臣に承りたいと存じます。○鈴木國務大臣 氏といふ言葉に對して、加藤議員が指摘せられるような一つのにおいと申しますか、傳統的なものがあつて、ちよ／＼とわれ／＼の名前を大臣と呼んでゐるのが確かに封建的なにおいが強くてもおもしろくないといふ議論があるのは、もとだと思ひます。適當な言葉を發見するまで、しばらく借用してゐるわけでありませう。夫または妻の氏を稱するといふことを姓を稱するといふとしてもよろしいわけでありませうが、この點については、立案の際に加藤議員も仰せのごとく、この言葉によく反省をもたなかつたといふことを申し上げざるを得ないのであります。この議院の審議においてその方がよいといふことであれば、姓と直すことは少しも差支ないものであります。○加藤シヅエ君 その次は、これは比較的輕い問題でございませうが、ここに續いておられますので、ちよ／＼と申し上げておきたいと存じます。七百五十一條に「夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる」といふことが書いてござい

ます。これは離婚の場合も婚姻前の氏であるいは姓にかへるということがあるのでございませうが、これはたとえ氏が姓に變りましても、こういう問題は残るわけではございませう。ところでこれは離婚の場合、あるいは配偶者の片方が死亡した場合に、必ず婚姻前の姓に戻らなくてはならないといふことにきまつてゐるのでございませうか。たとえば結婚してゐた女が男の姓を名乗つてゐた者が、離婚した場合に、その離婚後も引續きその男の姓を名乗る、永年名乗り續けていたから、都合で依然としてその男の姓を名乗つてゐてもよいといふ意味の條文を一つ加へる必要があるのではないかと、これが考へられるのでございませう。それは今までの日本の習慣として、今後は婚姻の場合にお互いに相談して勝手に好きな方の姓を名乗るといふことになつてはおりませうけれども、多くの場合男

子の方の姓を女が名乗るといふことになりませう。そこで離婚した場合に永年使用ならした姓をもとの姓にかへるといふことに非常な不便が起つてまいります。それで離婚したからとかあるいは配偶者がなくなつたからといふことで姓が左右されないといふことになつておる方がよいのではないかと、いふ方がございませうが、司法大臣はいかがでございませうか。○鈴木國務大臣 この點も御説ごもつともでありまして、十分考慮の餘地のある問題と信じてゐますが、この立案の際の審議においては、少くとも離婚した場合に結婚前の姓に戻るというところから、それが普通の状態でありませう。それから死亡した場合に、配偶者の一方が死亡した場合、と言つても夫が死亡した場合が多く問題となるのでありますが、そのまゝ夫の姓を名乗つて生を終る人があり、あるいはさらに再婚をされる人もあり、あるいは實家に戻つて實家の姓を名乗る人がある。そこでこれは選擇の自由を認めておく方が便宜的であらう、という意味で、御承知のように七百五十一條の方は氏に復することのできる、選擇の自由を示したのであつて、その人の意思でどちらにでもなるようになつておられます。ただ離婚の場合、離婚をしてもやはり夫の姓を名乗る、さうして世間から見れば離婚したのか離婚しないのかわからぬ、こういうことが起ると困りますから、一應復することにしたらどうかといふことではないか、それがたゞかりですが、さらに慎重に審議した結果、例外を開いておく方がよろしいといふことであれば、それは十分に考慮の餘地のある問題である。○加藤シヅエ君 ただいま鈴木司法大臣の御答辭でよくわかりましたが、私としてはこの際特に申し上げておきたいのは、婦人がこれからの／＼公の職につくといふことがだんだん／＼に多くなるというところから考へられますので、公の職につきましたる婦人が離婚したからといつて、その呼び名が變るといふことは非常に不便なものでございませうから、さういふことも考慮していただきまして、離婚した婦人もその人、希望に應じては離婚前の夫のその姓を引續き名乗つてよいといふことまで、そこに考慮を附加していただきたい。これは現に私どもの身近に起つておる問題でございまして、それは社會黨の議員でございませうが、その方から特にこの希望意見をここに反映させてくれといふ御注文がございまして、それを申し上げておく次第であります。次に七百五十二條、「夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならぬ」といふことがございませう。これも先ほど問題になりました。これはまづたゞ道徳的なものではないかと思つてございませうが、道徳的なもの以外に、何かここに法律的に強要するといふような意味も含まれておるのかどうか、司法大臣の御見解を聴かせていただきたいと存じます。○鈴木國務大臣 この七百五十二條の方は、さう簡單に道徳的なだけ申し上げるわけにはいかないのでありまして、御承知のように、同居せざる夫婦といふものは夫婦たる第一の目的を達しないことに相なるのでありまして、法律上同居する義務があるのであります。それから協力することとはもちろんであります。これは道徳的なものでありませうが、これはほかの親族の場合と違つて、夫婦といふものは、初めから互に扶助し合うことを病氣になつたら棄てるという約束のもとに結婚するものではないのでありますから、これだけは他のいかなる親族が扶養義務を免除する規定ができて、夫婦の間だけは免除するわけにはいかぬと思ひます。これは法律上の義務でありまして、さういふ意味において、この規定は最小限の義務を規定する法律上のものであつて、單なる道徳上のものでは、もちろんこの背後に道徳上のものが嚴として存在することは申すまでもありませんが、それであるといふことを御承知を願ひたいのであります。○加藤シヅエ君 ただいま司法大臣から御説明を伺ひましたが、これは道徳以上のものであるといふことであります。さういたしますと、夫婦生活といふものに對して、夫婦の間でお互に義務を履行していかなければならないといふ條文がここにあらうといふことになりませうが、私どもは夫婦といふものは、夫婦になつた以上は一夫一婦を原則的に守つていかなければならぬといふことを考へるものでございませう。従つてここにさういふ條文が残さず守らなければならぬといふことも挿入してよいかどうかといふことについて、司法大臣の御説明を伺ひたいと思ひます。○鈴木國務大臣 それは挿入しても、念のため説明をする條文として差支ありませんが、御承知のごとく、この

民法は夫夫婦を前提としてできておるのでありまして、實は規定するまでもないという考え方があります。またこれを犯す重婚といふことについて、御承知のように刑法において罪として罰せられるのであります。そういうことはまず許されておらぬということも明らかでありますから、特に念のため、誰にでもわかるようにするためというならば別ですが、實は一夫一婦ということは當然この民法の大前提をなしておるものでありまして、規定するまでもないという考え方であるのであります。

〇加藤シヅエ君 たいだいまの司法大臣の御説明はどれも都合のいいことは條文にしておくれども、餘り都合のよくないことは特にここに書かなくてはいいというふうにも受取れるので、私としては餘り満足できないのでござい

〇加藤シヅエ君 次は七百六十二條の「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする」といふ條項がござい

〇奥野政府委員 それでは私から、御説のように夫婦の財産というものは、結局双方の協力によつて得たものでありますので、夫の名前でもつてお

すべきほどの財産をもたない場合には、そのときにはもつていないけれども、経済的な能力があるから、將來何

〇加藤シヅエ君 たいだいまの司法大臣の御説明はどれも都合のいいことは條文にしておくれども、餘り都合のよくないことは特にここに書かなくてはいいというふうにも受取れるので、私としては餘り満足できないのでござい

〇鈴木國務大臣 これもデリケートな問題でございまして、實はこれは改正を加えないことになつておつた條文になつておりますために、立案いたしましたときに手を加えなかつた。文語體を口語體に直しただけでありまして、従つてあくまでこれは審議の対象となり修正の対象となる條文であるのであり

〇加藤シヅエ君 次は七百六十二條の「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする」といふ條項がござい

〇奥野政府委員 それでは私から、御説のように夫婦の財産というものは、結局双方の協力によつて得たものでありますので、夫の名前でもつてお

すべきほどの財産をもたない場合には、そのときにはもつていないけれども、経済的な能力があるから、將來何

〇加藤シヅエ君 たいだいまの司法大臣の御説明はどれも都合のいいことは條文にしておくれども、餘り都合のよくないことは特にここに書かなくてはいいというふうにも受取れるので、私としては餘り満足できないのでござい

〇鈴木國務大臣 これもデリケートな問題でございまして、實はこれは改正を加えないことになつておつた條文になつておりますために、立案いたしましたときに手を加えなかつた。文語體を口語體に直しただけでありまして、従つてあくまでこれは審議の対象となり修正の対象となる條文であるのであり

〇加藤シヅエ君 次は七百六十二條の「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする」といふ條項がござい

〇奥野政府委員 それでは私から、御説のように夫婦の財産というものは、結局双方の協力によつて得たものでありますので、夫の名前でもつてお

すべきほどの財産をもたない場合には、そのときにはもつていないけれども、経済的な能力があるから、將來何

〇加藤シヅエ君 たいだいまの司法大臣の御説明はどれも都合のいいことは條文にしておくれども、餘り都合のよくないことは特にここに書かなくてはいいというふうにも受取れるので、私としては餘り満足できないのでござい

〇鈴木國務大臣 これもデリケートな問題でございまして、實はこれは改正を加えないことになつておつた條文になつておりますために、立案いたしましたときに手を加えなかつた。文語體を口語體に直しただけでありまして、従つてあくまでこれは審議の対象となり修正の対象となる條文であるのであり

〇加藤シヅエ君 次は七百六十二條の「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする」といふ條項がござい

〇奥野政府委員 それでは私から、御説のように夫婦の財産というものは、結局双方の協力によつて得たものでありますので、夫の名前でもつてお

すべきほどの財産をもたない場合には、そのときにはもつていないけれども、経済的な能力があるから、將來何

という方向に、この委員会で皆様が御審議を進めていただきたいと、私は委員外として特に、委員及び委員長にお願い申し上げたいのであります。また最初から申し上げましたように、封建的な家族制度の廢止ということが、婦人一般の強い輿論であるということも、特にこの委員会の皆様方は強く御記憶に留めていただきたいと存じます。それは單に抽象的に女の意見であるというばかりでなく、先般毎日新聞社が相當嚴密な方法に基きまして、輿論調査をいたしましたときにも、家を廢止するということに賛成した意見は壓倒的に多かつたのであります。特に壓倒的に多かつたばかりではなく、その家を廢止することに賛成という意見の中に、特にこれを男と女に區別いたしましたとき、男の方は、廢止に賛成の方が五五・八〇反對は四一・九〇、女の方は五五・四〇となつていたにもかかわらず、女の方は家を廢止することに賛成という意見は六三・一〇といふ多數に上り、反對は三三・一〇といふ少數であり、わからな

いといふのが六・八〇といふような調査も出ております。なお民法がどういふふうな意義をもつかということが廣く婦人に徹底されましたときに、この家を廢止するといふ婦人たちの要望は、いよく熾烈なものになるということ、を、どうか委員長及び委員の皆さん方は御銘記くださいまして、その方向に向つて、どうかよい民法をつくり上げるように御審議くださることを希望して、私の質問を終りたいと思ひます。

○松永委員長 次いで皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する法律案及び家事審判法案の兩案を一括議題とし、質疑にはいります。大島多藏君。

○大島(多)委員 私は家事審判法に關して二、三お尋ねしたいと思ひます。この家事審判法の提案理由の御説明があつたときに、私は出席していなかつたので、あるいは重複するかと存じます。願ひます。

第一番目に第三條の規定は、「審判は、一人の家事審判官が、參與員を立ち會わせ、又はその意見を聴いて、これを進行。調停は、家事審判官及び調停委員を以て組織する調停委員會がこれを進行。家事審判所は、枉濫を認めるときは、前二項の規定にかかわらず、一人の家事審判官だけで審判又は調停を行うことができる。このうち規定になつておりますが、この一番最後のところの、家事審判官は相當と認めるときは、一人で審判をやることもでき、調停も行うことができる」と規定してあります。このことは實際にどういふ必要があるかと認めるわけでありすが、ややもするとこの「相當と認める」といふ言葉が濫然としてゐるし、裁判官の方はつばなばかりとは私にも思ひますけれども、あるいは故意に、ほんとうは調停委員會である、參與員の意見を聴かなくてはならぬような場合においてすらも、一人でやる事件を審判してしまふ、あるいは調停を行つてしまふという危険がある程度私はあり得ると考えますが、その點に關しまして、立案者においてはどういふお考えでありますでしょうか、お伺ひいたします。

○奥野政府委員 原則といたしましては、審判の方は參與員を立ち會わせ、調停の方は審判官並びに調停委員をもつて組織する調停委員會で行うということにいたしてゐるのであります。審判事件あるいは調停事件でございまして、簡易な、明瞭なものについては、例外として家事審判官だけで審判または調停を行うことができるという趣意を附しておいたことではあります。當事者間にも争ひのないような事件であるとか、あるいは調停事件につきましても、簡単に親戚間における解釋等できわめて明瞭であるというふうな場合、審判事件としては關係人の間に争ひのない、子供の氏、姓をかへるといふふうなきわめて輕微、明瞭な事件について、審判官一人だけで審判もしくは調停を行い得る途を開いたのであります。が、原則としては、やはり審判官一人でなく、なるべく參與員を立ち會わせ、あるいは調停委員會を組織して行つていきたいというのが原則であります。

○大島多委員 ただいまの御説明で大體わかりましたが、私としてはどんなに簡單なものでも、やはり一應形式を履まなければこの條項が濫用される。そういう懸念をもつておられるわけあります。

次に第十條の「參與員の員數は、各事件について六人以上とする。參與員は、地方裁判所が毎年前もつて選任する者の中から、家事審判所が各事件についてこれを指定する。前項の規定により選任される者の資格、員數その他同項の選任に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める」ということになつておりますが、參與員として選任される者の資格、員數は別に最高裁判

所が定めるまでもなく、この法案を見たらばすぐわかるように決定してよさうなものであると思ふわけでありすが、いかなる理由で、このように最高裁判所の決定になつたことなされたものであるか。この法案を讀めば、參與員の人數でも何でも、すつぱりわかるやうになつておられる方が望ましいように思ひますが、いかなる理由で最高裁判所の決定にまされたのであるか、その點をお伺ひいたします。

○奥野政府委員 法律の中で徳望のある者であるとか、あるいは經驗のある者というふうな規定することも一案であるやうかと思ひますが、今度最高裁判所ができました、すべて下級裁判所に對する監督を行い、裁判についてのいろいろな訴訟手續の規則をきめるといふふうなことも、すべて最高裁判所の權限に屬することになりましたので、この參與員の資格、たとえばどういふ條件を備えた人であることがいかに、あるいはそういう所にある一定の期間住居をもつておつた人であるとかいつたやうな事項、その他女性をどういふふうな人數にするかといつたやうな、いろいろ細かいことも考え得るが、思ひまして、大體においての監督が最高裁判所にあるのであるから、そういうことについての必要の事項は最高裁判所がきめたいと思へば、あらかじめ規則をもつてきめ得るという途を開いておくといふふうな意味で、この規定を設けたわけでありまして、

○大島(多)委員 私はその法案だけ見れば、この家事審判法のことがつつかりわかるやうに、參與員の數とか何か、ほんとうはこれに規定してしまつた方が非常にわかりやすく、そういう

ことまで最高裁判所に一々きめてもらわぬでもよいじやないかという考えから申し上げたわけでありまして、それからこれは小さなものであります。が、第十三條に「審判は、これを受ける者に告知することによつてその效力を生ずる。但し、即時抗告をするこ

とのできる審判は、確定しなければその效力を生じない」といふところに、即時抗告といふことが使つてあります。が、即時といふその審判があつた直後のやうな印象を受けるわけでありまして、第十四條の規定によりますと、即時抗告の期間はこれを二週間とするといふ規定がありますが、二週間の時間的な餘裕があるのに、即時という言葉をどうしてお使いになつたか、その點をお伺ひしたいと思ひます。

○奥野政府委員 即時抗告といふ名前は、すでに民事訴訟法とか、非訟事件手續法にあるわけで、即時と言ひながら二週間というのはおかしいではないかといふのはごもつとも思ひます。すでに法律の用例として、一般の抗告の場合には、いつまでも抗告しなければならぬといふ期限がないわけでありすが、即時抗告の場合だけにおきましては、あるいは一週間の間に、あるいは二週間の間に抗告ができるという點を、民事訴訟法では即時抗告と名づけております。しかして即時抗告は、普通民事訴訟法では、一週間の期間の間に抗告をしなければならぬものになつておりますが、特に審判につ

きましては、いろいろ考へる期間も與えておく必要があると思ひまして、これを二週間といふことに改めたわけでありまして、即時と申しまして、二週間の間に抗告をすればよいのだ。これ

ことまで最高裁判所に一々きめてもらわぬでもよいじやないかという考えから申し上げたわけでありまして、それからこれは小さなものであります。が、第十三條に「審判は、これを受ける者に告知することによつてその效力を生ずる。但し、即時抗告をするこ

とのできる審判は、確定しなければその效力を生じない」といふところに、即時抗告といふことが使つてあります。が、即時といふその審判があつた直後のやうな印象を受けるわけでありまして、第十四條の規定によりますと、即時抗告の期間はこれを二週間とするといふ規定がありますが、二週間の時間的な餘裕があるのに、即時という言葉をどうしてお使いになつたか、その點をお伺ひしたいと思ひます。

○奥野政府委員 即時抗告といふ名前は、すでに民事訴訟法とか、非訟事件手續法にあるわけで、即時と言ひながら二週間というのはおかしいではないかといふのはごもつとも思ひます。すでに法律の用例として、一般の抗告の場合には、いつまでも抗告しなければならぬといふ期限がないわけでありすが、即時抗告の場合だけにおきましては、あるいは一週間の間に、あるいは二週間の間に抗告ができるという點を、民事訴訟法では即時抗告と名づけております。しかして即時抗告は、普通民事訴訟法では、一週間の期間の間に抗告をしなければならぬものになつておりますが、特に審判につ

きましては、いろいろ考へる期間も與えておく必要があると思ひまして、これを二週間といふことに改めたわけでありまして、即時と申しまして、二週間の間に抗告をすればよいのだ。これ

ことまで最高裁判所に一々きめてもらわぬでもよいじやないかという考えから申し上げたわけでありまして、それからこれは小さなものであります。が、第十三條に「審判は、これを受ける者に告知することによつてその效力を生ずる。但し、即時抗告をするこ

とのできる審判は、確定しなければその效力を生じない」といふところに、即時抗告といふことが使つてあります。が、即時といふその審判があつた直後のやうな印象を受けるわけでありまして、第十四條の規定によりますと、即時抗告の期間はこれを二週間とするといふ規定がありますが、二週間の時間的な餘裕があるのに、即時という言葉をどうしてお使いになつたか、その點をお伺ひしたいと思ひます。

は普通抗告が抗告期間について全然期間の制限がないのと比べて、即時という事になったのであります。

○大島(多)委員 それから第十八條におきまして、「前條の規定により調停を行うことができる事件について訴を提起しようとする者は、まず家事審判所に調停の申立をしなければならぬ。前項の事件について調停の申立をする事なく訴を提起した場合には、裁判所は、その事件を家事審判所の調停に付しななければならない。こうなつておきます。調停の申立といふのは、從來は文書によつてももちろんこういふことはやつておつたのであります。このたびはやはり文書による申立を必要とするのか、あるいは口頭でもいいのか、その點をよつてお聴きしたい。

○奥野政府委員 それは文書でも、口頭でも、両方いいことになつておるのであります。

○大島(多)委員 前段におきましては、「調停の申立をしなければならぬ。」「こう書いてやつて、後段の規定によると、「調停の申立をすることなく訴を提起した場合には、」「こういふことが書いてありますが、さうしたらこの申立といふのは、事實上せめても済むのじやないかといふような感じをもちますが、その點はいかがでありますか。

○奥野政府委員 これは人事事件はすべて一應調停をやつてみて、調停ができなかつた場合に、初めて裁判なり審判をやるということにしたいといふふうな考へて、いわゆる調停前置主義と申しますか、訴訟を起す前に、必ず一應調停事件を起してみて、調停を試

みてできなかった場合に初めて訴訟に移すといふことを考へたのであります。それで第十八條の第一項で、さういふふうに必ず訴を起す前には一應調停の申立をしなければならぬといふことにいたしました。おきませんが、かりにそれを無視して、初めから調停を起さないで訴を起して来た場合には、それは第十八條の一項から行きますと不適式でありますから、その訴を却下するといふふうなことになるのであります。したが、それではせつかく費用等もむだになるわけでありまして、その場合には事件を家事審判所の調停にまわして、まず調停から進めて、調停ができなければ訴訟の方に移つていくといふことにいたしましたわけでありまして。

○大島(多)委員 次に第二十二條の調停委員の組織に關することでありまして、調停委員といふものは、二十二條の第一項のところに、「調停委員二人以上とする。」といふことになつておりますが、この調停委員といふものは人数が少いといふよりもやはり當事者からあるいは買収されるときか、さういふことも起り得ると私は考へます。できるならば、なるべく多い方が私はほんとうに公平な調停ができるのじやないかといふ考へをもつておりますが、立案者の方では、どれぐらいの人数を大體豫定していらつしやいますか。

○奥野政府委員 現在人事調停法といふのがありまして、人事事件は人事調停法によつて調停をやつております。大體それは判事が一名と調停委員が二名で、結局三名で調停を行つていくのが通例でありまして、非常に複雑な、大きな事件になりますと、その調停委員を四人にするといふふうなことも考

えられますが、原則としては、從來の経験からいたしまして、大體調停委員二人でやつてはどうか、特に必要があれば、四人なり、それ以上なり増加するの差支えありませんが、大體は二人でやつていけるのではないかと考へております。

○大島(多)委員 それは二十二條の第一號の、地方裁判所が毎年もつて選任する方の調停委員でありまして、當事者が合意で定める者は、その二名以外に何名か定められるというお考へですか。

○奥野政府委員 つまりこれは二名に限つたことはありませんで、當事者が合意できまつておる人があれば、その人を含めて、さらに前もつて定められておる者を加えて二名といふこともできまして、前もつて定められておる者二名をもつて組織するつもりであつたところが、さらに當事者の方である人に調停委員になつてもらいたいといふ双方が話合つてできた人があれば、その上に追加することも、あるいは前に選ばれておる人を一人退けてそれを加へることも、その點は自由なつもりであります。

○大島(多)委員 次にこれは文字のことでありますけれども、二十四條に「當時者雙方のため衡平に考慮し」といふ衡平といふ非常にむづかしい言葉が使つてありますが、この文字は、現在の漢字制限をしなければならぬといふ時代に、なぜかういふ特別にむづかしい文字をお使いになつたのか。この衡平といふ言葉に特別な意義があるのでしょうか。

○奥野政府委員 これはすでに金銭債務調停法の第七條をのほか各種の調停

法に同じような文字を使つておりますので、今回もこれを踏襲したしたのであります。法律上衡平といふ文字は、ただ平等とか、あるいは公平といふより、非常に當事者雙方の實情を十分考慮して、しかも正義に適つたいわゆる衡平といふ、深い意味があり、從來より相當使われ、殊に英法等のエキイティといふふうな考へもはいつておるので、いろ／＼な由緒もある文字でありますから、今回もこれを使うことにいたしましたわけでありまして。

○大島(多)委員 ただいまの御説明で、從來いろ／＼使われてきておるから、あるいは深長な意味があるからとおつしやいますけれども、法律といふものが民主化されなければならぬ時代に、こゝろいふむづかしい文字をお使いになることは、私としてはやはり賛成できない。こゝろいふところは、今度のこれは新しい法律でありますから、もつとやさしい文字を使つていただいたらという希望をもつておるわけでありまして。

最後に二十八條におきまして、「調停委員又は調停委員であつた者が正當な事由がなく評議の経過又は家事審判官若しくは調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、千圓以下の罰金に處する。」それから二十九條におきまして、參與員とか、あるいは調停委員の人が秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役または三千圓以下の罰金に處するといふことが規定されておりますが、この規定は、いわゆる公務員である裁判官とか、あるいはそれに近い參與員の方にはそれはよいけれども、この調停委員が外部に漏洩されては、せつかく調停

人といふようなものが選任されたときには、この罰則の規定はあまりに酷に失して、この條文によりまして、正當な事由がなくさういふ秘密を漏らしたときはといふことがありますが、この正當な事由といふものがどれくらいまで許されるのか、そしてまたこの秘密を守つておらなければならぬ期間といふものがこれには限定がないから、あるいは一生その秘密を守つておらなければならぬ、さういふ重大な一種の負擔といふものを押しつけるといふことは、非常に酷な感じがするわけでありまして。さういふことは、家庭内の秘密とか何とかを一般に知られてはぐあいが悪いから、それを保護するための規定であることはもちろんならなければならぬ、その罰則の規定はあまりに嚴格にすぎはせぬかといふ感じをもつわけでありまして。いろいろの諸會合の内容とか、さういふものの内容の秘密といふものは、實際においてなかなか守りにくいものであります。閣議の申合せでも、さうどこから漏れてくるという、さういふつばな人達ばかりの集りでもやはり漏れてくる。それを調停委員の人達に、期間もほとんど無制限にさういふ重い荷を負わせることは、私は非常に重過ぎる負擔であるといふ感じをもつわけでありまして。こゝろいふ規定があるために、調停委員になることをあきらめは拒絶するといふことも、私は考へ得られると思ひますが、調停委員になることを拒絶する權利はもつてゐるものであるか、さういふ點につきまして御説明を願ひます。

○奥野政府委員 これは家庭内の秘密が外部に漏洩されては、せつかく調停

の場合にいろいろな事情を打明けて調停をしてもらつたのに、その調停委員の方からその内容が流布されることになつては非常に迷惑をする。殊にまた調停の評議というものは秘密の間に言うといふことになつておられますので、その調停の評議の内容、経過等を輕々しくほかに漏らされては、非常に弊害がありますので、現行法の各種の調停にも同じ規定があるわけでありまして、それを踏襲したにすぎないものであります。正當な事由があつて経過等を述べなければならぬ場合、たとえば裁判所の證人にでも喚ばれるような場合はともかくありますが、正當な事由なくして、いろ／＼外部にそういう経過等を漏らすことは慎まなければならぬといふふうに考へて、この二十八條の規定を従前通りおいたわけでありました。もちろん事實上調停委員を贈するといふことは許されておるのであります。殊にその事件にはいろいろの係合があつて困るといふような場合には、その事件にはいることを回避することもできることになつております。

今これを拜見したのであります。が、家事審判法は審判と調停とにわかれております。審判の方に參與員というのがあるわけですが、參與員というのが一つの裁判をする形になるのであります。が、これはどういふ地位の人になつておるのであるまいでしょうか、ちよつとその點を伺います。

○大島(多)委員 大體わかりました。が、そうすると、その秘密をすつと守つてゐる期間は永久のものでしょうか。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 私の質問は終りました。

○大島(多)委員 大體わかりました。が、そうすると、その秘密をすつと守つてゐる期間は永久のものでしょうか。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 大體わかりました。が、そうすると、その秘密をすつと守つてゐる期間は永久のものでしょうか。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 大體わかりました。が、そうすると、その秘密をすつと守つてゐる期間は永久のものでしょうか。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 大體わかりました。が、そうすると、その秘密をすつと守つてゐる期間は永久のものでしょうか。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

○大島(多)委員 別段その點については期間がいままでということはありません。せんから、まあ永久というようになつてゐるわけでありました。

いては、特に御高配を願いたいと思ひます。

それから次に調停であります。この調停でいつも問題になるのは當事者が出てこないこととあります。調停というものは、審判のときはまた一層頭が達つておつて、現在において一般の國民感情というか、國民の法律的な考え方は、調停というものは三回や五回放つておいても別にしまわぬものであるといふことはつきり認識しております。でありますから、調停申立をしたところで、出て行かぬでもよいといふことをわざ／＼言う者がある。従つて事件を實際やりまして、私ども申立人となり相手となり、あるいは調停委員として事件を處理した場合に、出てこないと役所も困るが相手方も申立人も困る。出てこない場合はこの第三章以下の調停の規定で、どうしようになつておりますが、御説明を願ひます。

○奥野政府委員 その點は現行の人事調停でも大體同じであります。今度の場合によつては調停が成立しないときでも、強制調停と言つては語弊がありますが、二十四條によつて懸格で事件の解決のために／＼強制調停ができます。もつともこれに對してさらに異議があれば當然效力を失つて、そのなると結局審判なり訴訟に落ちつくことになるわけでありまして、一應強制調停というものを考へておいて、そういう場合にはこれによつて相當のような結果を防ぐことはできようかと思ひます。なおもちろん正當な事由がなくて呼び出しに應じない場合に過料等の規定によつて、さらに出頭が間接に強制できることにならうと思ひま

す。

○明議委員 これは實際は奥野政府委員の言われるようにならないのでありまして、二十四條に調停委員の意見を聴き、當事者双方のため衡平に考慮し、一切の事情を觀て、と言ひて、申立の趣旨や／＼なものを參照して強制調停ができることになつております。これは今までの調停法なんかから見ると、一歩前進していることは間違いない。前でもやつてはおりますけれども、まずこれの方が大分よくできているように思ふのであります。しかしこの強制調停をやるときには、當事者の意見を相當聴かないと、實際においてやれないのであります。出てこない場合には、これをやると言つてもまことに困るのであります。はたして實情がどうだといふことを聴かないで、こゝろをどういふことでは強制調停はできないのであります。この場合には實際強制調停をやつてもいいと思ふような、金銭債務等何條かの規定によつてやる場合でも、出てこないため

に、實情の斟酌その他がわからぬ場合にわからぬものをむちやくちやくやるということはいかぬのであります。ここにせつかく強制調停をやられるならば、呼出しについて何か適當な方法を考へて、たとへば不出動が何回に至つたときにはさつき申しました職權事項以外のものは自由したものとなして職權調停をすることができるとはつきりいたします。これはもうたえて出てくるのであります。罰金とか何とか言つても、罰金を納めることは平氣で罰金の言渡しがあつても、あとからいくらでも取消しをしているし、またやるのであります。どうしても私は呼

び出しても缺席の場合に適當な判決ができるようにしたい。缺席判決、缺席調停、何かそういうようなものをこしらへなければほんとうの活用ができせん。先はども申しました通り。これからは家事審判所が最も中心になつてやるのでありますから、どうしてもこの點についての御高配を願ひたいと思ひますが、御意見を承ります。

○奥野政府委員 これから家事審判所が家庭事件について特に深く關心をもつて世話をやるといふ行き方で行くことにならうと思ひます。當事者が出てこない場合には、特に電話をかけたなり、あるいは廷丁を走らせたりしてできるだけ出るようにやる。ぜひそういう方法で進まなければならぬといふことは、この家事審判法の委員會の最後に、そういう實際の運営で進むという希望決議もいたしたわけでありまして、そういう意味で從來のごとく消極的ではなく積極的に運営したいと考えております。

○明議委員 それは調停委員の申し合はせとか、あるいは裁判所の申合はせとか、そんなことではないのであります。當事者は心得て出てこないのです。ちやんとするのだから放つておけばいいというので出てこないのですから、とても實行はできないと思ひます。これはどうしても何らかの條文を入れておかなければ、活用はできぬと思ひます。政府でお出しにならなければ、皆様で協議して、強硬な修正をやらなければならぬ。これは経験者は十分御承知だろと思ひます。早速案をつくつていただきたいと思ひます。

○松永委員長 速記を始めてください。
〔速記中止〕
○松永委員長 速記を始めてください。この際民法の一部を改正する法律案の公聴會の學識経験者の公述人の選定について御諒解を得たいことがございます。前回家督相続問題の公述人として立石芳枝君を選定し、支障のあつた場合に田邊繁子君を候補者としてあげられたのでございますが、兩君とも一般公述人として申出がございまして、申出者として取扱うべきものが妥當と考えられますので、前回の學識経験者の公述人としての選定を取消したいと存じます。御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松永委員長 それでは取消することにいたしました。新たに選定するのであります。同問題について中川善之助君がいと存じますが、いかがでしようか。中川善之助君を學識経験者として選定することに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松永委員長 それではさうに決定いたします。午後一時半まで休憩いたします。
午後零時十四分休憩

午後二時三十分開議
○石川委員長代理 休憩前に引續き會議を開きます。佐瀬昌三君。
○佐瀬委員 この際政府委員に對して、皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に關する法律案について若干質疑したいと思ひます。であります。よろしうございませう。
○石川委員長代理 よろしうございませう。
○佐瀬委員 皇室典範第十一條以下の規定によつて、皇族の身分離脱がきつめて合理的になり、かつ容易になりまして以上、これに伴う本戸籍法の立法は、當然の要請であると存じます。よつて私は政府提案の趣旨を諒とし、いささか内容について、この機會にお尋ねいたしておきたいと思ひます。政府は近く一般の戸籍に關する改正法案を出すやに承つておつたのであります。が、この皇族戸籍法との關連についてはいかに御處理なさるか、この際一應承つておきたいと存じます。
○奥野政府委員 ただいまお示しのやうに、戸籍法全般にわたつて、民法の改正に伴つて、新しい戸籍法をつくりつつあるわけでございます。そこでこのたび皇族が臣籍に御降下されるにつきては、從來のように華族に列せられるのではなく、ただちに平民といひます。臣籍に降下し從つて戸籍法の適用を受けることになるのであります。ところが從來は皇族は戸籍法の適用は受けなかつたわけでありまして、臣籍に降下されても、戸籍につける方法がないのでありまして、新しい就籍の事務、いわゆる新しい戸籍をつくる、あるいはもうすでに戸籍をつつたところ、さらに御降下によつて入籍をするといふようなことが必要であるので、いわば皇室關係におきましては、皇統譜令ということによつて登録されておりますが、それが戸籍に登録をするにつきては、その橋渡しがこの法律案であります。しかして漏れ承りますところによりますと、皇族の御降下は大體今年中にある由であります。従ひましてこの關係は舊と申しま

すか、従来の戸籍法の適用の範圍において行われるのであります。しかしして今日の新しい戸籍法の改正は來年一月一日の民法の施行と同時に改まる豫定でありまして、その間において降下された方の戸籍をつくる。さらにそれが來年から一般の新戸籍法によつての適用を受けるという關係になるわけであります。

○佐瀬委員 あるいは將來の立法問題に關連するの存じませんが、皇族の分籍制度というものは、いかに相なるべきものか、政府に腹案があるならば承つておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 皇族が臣籍に降下されて、戸籍法の適用を受けることになりますと、今度は戸籍法の規定によつて分籍ができることになるわけでありま。これは新しい戸籍法においては、成年者はいつでも分籍ができるという規定を制定するつもりでありま。従いまして一旦臣籍に降下された皇族が、その規定によつてさらに分籍ができるということになるはずであります。

○佐瀬委員 あるいはこの法案で解決できるのかもしれませんが、一點疑問があるので、お伺いしておきたいと思ひます。第二條によりまして、皇族身分の離脱者は婚姻前の戸籍にはいるというように、第二項の上で定められようとしております。第四條によりまして、「皇族以外の女子が皇后となり、又は皇族男子と婚姻したときは、その戸籍から除かれる」ということに相なつております。そこで問題は、もしその當時の戸籍が、すでに戸籍法から除かれておるといふような場合には、第二條によつて婚姻前の戸籍にはいると

いうことが不可能な場合が出てくるのではなからうかと懸念されるのであります。その點はいかに相なるのでございましょうか。

○奥野政府委員 第二條すなはち「皇室典範や第十四條第一項乃至第三項の規定により皇族の身分を離れた者」と申しますのは、結局皇族以外の女子でありま。その女子が親王妃または王妃となつた者、それがその夫を失つたために、その意思によつて皇族の身分を離れた場合、それから特別な事由があつた場合、その夫を失つた者が皇室會議の議によつて皇族の身分を離れる。あるいはまた皇族以外の者が皇族と婚姻して、それからさらに離婚したような場合は皇族の身分を離れる。これらの場合においては、皇族でなかつた者が皇族となり、さらに離婚等によつて皇族の身分を離れるのでありますから、一應従来の戸籍から除かれたが、やはりもとの戸籍がある場合は、それにはいるということになるわけでありま。もし入る際に、すでに戸籍が除かれておつたような場合におきましては、新戸籍を編成するのであります。この點は第二條の第三項に規定をおいたわけでありま。

○佐瀬委員 その點よくわかりました。次に第五條以下で届出義務を十日以内というふうに起案されておりますが、これはいつから十日以内か、また十日という基準を出した據りどころはどこにあるかということについて、概括的に承つておきたい。

○奥野政府委員 これはやはり戸籍の届出につきましては、出生届であるとかいふようなものについては、すべて届出期間がきめてあるのであります。

そうして除籍及び入籍について、これは大體舊來の華族に降下される場合の例になつたものでありまして、やはりそれには一定の届出期間を設けておくのが適當であらうというふうに考えたのであります。しからばいつからかといふことになりま。これは身分を離れた日から起算し、婚姻のあつた時から起算して除籍の届出をする。入籍の――戸籍に新しくはいつてくる方は、皇族の身分を離れた時を標準にして、いずれも十日の期間内に届出をするといふことであらま。

○佐瀬委員 先ほど政府委員からも一應御説明があつたようでありま。が、本年末を期して、本戸籍法の對象になるお方は、どの程度にのほられるかといふことを、お伺いいたしてみたいと思ひま。

○奥野政府委員 この點もただ漏れ承るだけでありま。が、要するに、現在の直宮殿下様を除いて、大體すべての皇族が降下になるということでありま。

○佐瀬委員 政府委員の以上の御説明によりまして、私の本法案に對する質疑は十分満たされたと思ひますのでこれをもちて打切りたいと思ひます。

○石川委員長代理 本日はこれにて散會いたします。次會は追つて公報をもつてお知らせ申し上げます。

午後二時四十五分散會

昭和二十二年九月二十八日印刷

昭和二十二年九月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局